

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）の国民健康保険税額は6月中にお知らせします。

国民健康保険税の税制改正について

● 国民健康保険税の軽減判定基準額の拡大

税制改正に伴い、令和8年4月1日から低所得者に対する軽減対象世帯の基準額が拡大されました。

世帯単位での国保被保険者の合計所得が下記の軽減判定基準額以下となった場合に、一部軽減を受けられます。

軽減判定基準額新旧表		
	令和7年度	令和8年度
5割基準額	30.5万円	31万円
2割基準額	56万円	57万円

○ 均等割額および平等割額が5割軽減される世帯

基礎控除(43万円) + **31万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

○ 均等割額および平等割額が2割軽減される世帯

基礎控除(43万円) + **57万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

● 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を「社会全体で支え合う」仕組みです。

子ども・子育て支援金は、少子化対策を促進するため、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」など、さまざまな子育て施策の財源として活用されます。そのため、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金分」の徴収が開始され、皆様が加入されている医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険等）の保険税(料)から負担していただくことになります。

支援金の納付方法につきましては、6月中旬に送付する国民健康保険税納税通知書に同封の納付書で、これまでの保険税とあわせて納付いただきます。

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）については、子ども・子育て支援金分にかかる均等割額が全額軽減されます。

※子ども・子育て支援金制度の詳細につきましては、こども家庭庁ホームページをご覧ください。



こども家庭庁HP

● 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

税制改正に伴い、令和8年4月から賦課限度額が右表のとおり、医療給付分1万円の引き上げとなりました。また、令和8年度分から、加入されている医療保険の保険料(税)に「子ども・子育て支援金分(子ども分)」が加算されます。

区 分	令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)	伸び
医療給付分	66万	67万	1万
後期高齢者支援金分	26万	26万	—
介護納付金分	17万	17万	—
子ども・子育て支援金分	—	3万	3万
計	109万	113万	4万

国民健康保険の場合は、従来の保険税（医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）に子ども分を合算して納付していただくこととなります。

● 国民健康保険税の保険税率について

● 子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、中標津町の保険税率は下表のとおりとなります。

区 分	令和7年度(改正前)			令和8年度(改正後)		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
医療給付分	8.2%	26,400円	28,000円	8.2%	26,400円	28,000円
後期高齢者支援金分	2.6%	8,500円	9,000円	2.6%	8,500円	9,000円
介護納付金分	1.9%	8,500円	6,600円	1.9%	8,500円	6,600円
子ども・子育て支援金分	—	—	—	0.29%	1,100円	1,000円

※子ども・子育て支援金分が新しく追加されますが、従来の保険税率（医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）については変更ありません。

問い合わせ先 (国保税の算定に関すること……………住民保険課 国保・高齢者医療係 (直通 ☎74-0844)
国民健康保険の各種届出に関すること……………住民保険課 保険年金係 (直通 ☎74-0845)
口座振替や納税証明、納税相談に関すること…納税課 収納係 (直通 ☎74-0754)